

令和4年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年12月1日から令和4年12月9日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年12月6日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	蓮 沼 英 樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ど も 課 長	佐 藤 美千代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(開会 午前10時00分)

◎議長（水野孝一君）

なお、11番、五十嵐一夫君より、所用のため遅参の届出がありますので、ご報告いたします。

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第3号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、9番、青木美貴子君、10番、渡部順子君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、6番、渡部正司君、登壇願います。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）（登壇）

おはようございます。6番、渡部正司でございます。通告に従い質問いたします。

今回の質問は、町民の安心安全を守り高める防災、そして、憲法第13条 幸福追求の権利に係る防災問題についてであります。

防災計画にあっては、SDGs 言えば「11 住み続けられるまちづくりを」、そして「13 気候変動に具体的な対策」などのあらゆる視点から、全ての人を対象とし、取り残さないことを目標とするSDGs の視点を持って、持続可能なまちづくりの理念をも念頭に置きながら質問いたします。

第1、防災計画について、おたじしいたします。

近年の気候変動は、豪雨の増加傾向、災害の激甚化、形態の変化をもたらしています。日本では100年当たりで1度以上の気温が上昇し、降水量の増加なども観測されていま

す。最近では気象温度1.5度も重要なキーワードとなっております。

また、最近では線状降水帯と呼ばれる集中豪雨発生時によく見られる線状の降水域も知られるようになってきました。甚大な災害が発生した近年の幾つかの集中豪雨も線状降水帯によって引き起こされたことが指摘されております。2012年7月九州北部豪雨。2013年8月の秋田・岩手県の大雨。2014年8月広島県の大雨。平成27年9月関東・東北豪雨、線状降水帯が継続して発生。関東地方北部から東北地方南部を中心として、24時間雨量が300ミリ以上の豪雨と、それに伴う大規模な被害をもたらしました。政府は、このときに南会津町、昭和村の区域に対しても、局地激甚災害等を閣議決定しました。2022年、本年8月3日から青森、秋田、山形、新潟、福井県に線状降水帯が発生し、最上川ほか59河川の氾濫。そして、8月9日東北北部大雨、32水系の96の河川で氾濫などがありました。

また、地震では、本年11月9日17時40分、茨城県南部を震源とする地震、震度5強を。さらには11月14日17時9分、三重県南東沖を震源マグニチュード6.1、遠く離れた浪江町でも震度4を記録しています。豪雨に加え福島県沖、それから茨城県南部を震源とする地震も多発しています。

当町においても、大雨災害及び地震の履歴があり、会津坂下町地域防災計画書では、今後の起こり得る地震について、会津盆地西縁断層帯を震源とするマグニチュード7.0、震度6弱から6強と想定しています。そして、つい最近11月26日の新聞では、会津盆地東縁断層帯マグニチュード7.7の予想も出されました。特筆すべき自然災害はどこでも起こり得るもので、災害が少ないと言われる当町においても、決して対岸の火事ではないと思います。平時からの備えが重要であり、不可欠であることは申し上げるまでもありません。町は起こり得る災害に対して、危機感を持って備える必要があります、会津坂下町国土強靱化地域計画の実行性を高め、災害時業務継続計画を機能させ、いかなる災害からも町民を守らなければなりません。そこで地域防災計画の実行性についておたしいたします。

1、あらゆる自然現象への対策は困難であります。しかしながら、災害に強いまち、これはつくれます。防災ビジョン及び現在の町防災の水準をどのように考えておられますか。

2、地域防災計画には、プロアクティブの原則を行動原則として位置づけております。これは町民にも広く知らされております。具体的に、このことはどのようにして展開しているのでしょうか。

3、会津坂下町防災マップ、これが間もなく改訂されると聞き及んでいます。これには浸水域の見直しが一段と厳しくなると予想されています。改訂の概要及び改訂への対応策を伺うものです。

4、災害対応の指令所となる現庁舎は耐震に問題ありとされ、新庁舎建設に向けた大きな理由づけとなっています。新庁舎建設に当たり、建設場所を含めた防災の考え方を、どうここに織り込み具現化していくのでしょうか。特に浸水域が最大3メートルと、これはNHKのハザードマップで誰でもご覧になることができます。このように最大3メ

ートルとなっている新庁舎建設候補の現在の現庁舎周辺について、どのように考えておられますでしょうか、見解を伺います。

5、住民にとっては、最も身近で即応できるのが自主防災組織です。その整備は急がれております。町が考えている自主防災組織のありようと、その整備支援について、伺うものです。

最後に、災害が発生した際には災害救助法が適用になります。具体的に、この災害救助法をシミュレーションしてみたらいかがでしょうか。この中には憲法第13条で定められている幸福追求の権利、このことが網羅されています。実に大切な救助法になっています。ぜひこのシミュレーションをしていただきたいと思います。と思っています。

以上、登壇での質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

6番、渡部正司議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

町では、地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、町民の生命、財産を守るため、ハード面では道路や橋梁施設の耐震化、防災情報通信網の整備、防災資機材の確保等、ソフト面では防災訓練の実施、避難行動要支援者名簿の作成、災害応援協定の締結等に取り組み、安全で災害に強いまちづくりを進めております。

近年発生する災害は大規模化しており、その被害を最小限に抑えるためには、町や消防、警察、自衛隊といった公的機関による「公助」だけでは対応が不可能であり、一人一人が自らを守る「自助」、地域の住民で助け合う「共助」による対応が必要であると認識しております。

今後も町民への安心・安全を確保するため、防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練の実施、自主防災組織の育成、企業等との災害連携協定の締結などにより、地域防災力の向上に努めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、ご質問の第1の2から6についてお答えいたします。

初めに、2についてお答えいたします。

近年豪雨による洪水、土砂災害等の自然災害が全国各地で頻発化、激甚化しており、多くのインフラへの被害や人的被害をもたらしております。災害は、これまで経験したことのない規模で発生する可能性があることに備え、素早い対応が町民の生命を救うものと認識しております。

このため、台風の接近や大雨の可能性がある場合には、気象警報情報発令に併せ、危機管理班と関係部署の職員が役場庁舎に待機し、気象情報や河川の水位情報の把握に努めるとともに、警察署や消防署と連携を図り、警戒、巡視に当たることとなっております。これらの情報を基に、最悪の事態を想定し、避難指示等の判断をいたしてまいります。避難指示に当たっては、防災行政無線、エリアメールやインターネットなどの多様な伝達手段を活用し、迅速かつ的確に対応してまいります。

次に、3についてお答えします。

現在、改訂作業を進めております防災マップの主な改訂内容は、阿賀川流域の48時間の雨量基準を百年に一度程度の降雨量236ミリから、おおむね千年に一度程度の最大規模降雨量533ミリに変更し、想定される浸水区域及び深さを変更いたします。これにより、浸水想定区域が現在よりも広範囲となるため、また、浸水被害が発生していない段階では指定避難所へ避難し、浸水が迫り指定避難所への移動が危険な場合は、高台にある安全な知人宅等へ短距離の避難、さらに家の外で既に浸水が発生した段階では、屋外への避難を避け、垂直避難をし、救助を待つなど、町からの避難情報だけに頼ることなく、町民が自主的に判断し避難行動を取るための指針を新たに掲載し、人的被害の軽減と防災意識の向上を図ってまいります。

次に、4についてお答えいたします。

近年の自然災害により、官公庁施設が被災した事例も多く見受けられております。洪水や土砂災害などの水災害のさらなる激甚化、頻発化が懸念される中、町民の日常生活に密接に関係する役場庁舎は行政機能の場であるとともに、災害時には災害活動の拠点となることから、浸水等の災害が生じる可能性が低い場所に立地していることが求められます。

そのため、新庁舎建設の場所には、災害時に備え、電気、水道、通信等のライフライン、一定規模以上の幅員を有する前面道路及び周辺の幹線道路、避難スペースや緊急車両の駐車場の広さを考慮して設置される必要があると認識しております。

次に、5と6についてお答えいたします。

自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に抑えられるためのものです。そのため、日頃から地域内の安全点検や防災訓練の実施など、地域に即した災害に対する備えと、実際に災害が発生した際の初期活動を行うな

ど、非常に重要な組織であります。自助と共助を基本とし、日頃からの近隣住民の結びつきの中で協力し合うことが不可欠であることから、行政区を単位に編成していただけるよう呼びかけているところであります。

今年度は、村田区や仲町自治会において、住民避難及び安否確認、初期消火訓練、避難所設営を想定した段ボールベッドの組立て、AEDの使用講習会を内容とした防災訓練が開催されております。開催に際し、町は、訓練内容の企画、各種手続、防災に関する説明等の支援を行ってまいりました。

災害発生時には、地域の特性を誰よりもよく知っている自主防災組織の初期活動が有効であると考えております。そのために、町広報誌を活用した組織の必要性や役割等の周知、出前講座等の開催を通して、自主防災組織の編成に向けた意識の醸成を図ってまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

まず、1番のあらゆる自然現象への対策は困難であります、災害に強いまちはつくれるということの中の防災ビジョン及び水準、我が町の防災水準をどう考えているかということについて伺います。

今ほど対応はできているという話は、答弁はいただいているんですが、実際に水準というと、なかなか難しく、これでいいというところは恐らくないと思います。しかしながら、ある災害が起こった場合のその対応策というのは、あらかじめ考えることはできて、それが強い町になるんだろうと思います。

今のところ、これは我が町のことでありますが、防災ビジョンというのは、防災ビジョンそのものです。我が町だけで災害が起こるとは限りませんので、当然広域的なことも考えないといけないと思います。お隣の町で起こったことは我が町で起こらないということになると、その反対も言えます。したがって、そういった広域的観点についてはどのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

河川の氾濫、並びにそれに伴う水害等については、一町村の課題ではなく広域になる

というふうに考えてございます。また、地震の災害であったり、磐梯山の噴火に伴う災害等についても広域に及ぶというふうに考えております。

広域的な災害に対応する手段としましては、各町村での連携はもとより、消防署、警察署、いわゆる広域的な機関と連携していくことが大切であろうかというふうに考えております。これらの広域的な連携に基づきまして、各町村、各地域での役割分担を明確にしていくことは必要であるというふうに認識をしておりますが、今現在、各町村での連携の在り方、分担の在り方等々につきましては、明確に定まったものはないのが実情であります。

今後、両沼町村会であったり、会津管内の広域13市町村での連携等については、その各場で必要性等を訴えていながら広域的な連携の在り方について、今後明確に示していきたいというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

ぜひそのようにしていただきたいと思います。特に会津盆地の中では、大水害が発生した場合には、会津盆地の水が全て坂下町のほうに集まってくるという地形的なこともありますので、ぜひ広域的な連携を取っていただきたい。そして、その中では坂下町がリーダーシップを取って、周辺自治体、隣接自治体と一緒にあって対応ができるようなシステムを、ぜひつくっていただきたいと思います。

先ほど、質問の番号ではないところで、答弁なさったんですが、エリアメールやインターネットという話がありました。これをもって、行政無線もそうですが、迅速かつ的確に対応していくと答弁がありましたけれども、ローカルアラートというのがあります。災害情報共有システムです。若松市であれば、「あいべあ」なんていうところがあって、いろんな火事であるとか水害、それから熊の出没もそうですけれども、いろんなそういう情報が登録者に瞬時に伝わるようなメールでの配信があります。このLアラート、災害情報共有システム、このことについて、坂下版として取り組む姿勢はありますでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

Lアラート、いわゆる地域防災エリアメールに関しましては、今現在、会津坂下町災害対策本部の部署であります総務と各消防団の間をつなぎますメール配信は行っておりま

います。これらを拡大しまして、町民の方々が登録し、同じメールを共有できるという仕組みにつきましては、システムの改修をすれば可能なものであるというふうに認識しています。今現在はどちらかというと、消防署の出動に併せ、事故、あと危険物漏えい、あと火災等、あと消防団が対応しなければならないようなことについては、全て共有している状況でありますので、そこに気象情報であったり、避難情報であったりというものを併せて配信できるサービスを附属すれば十分可能であるというふうに認識しておりますので、今後システム開発のことと、あと配信の在り方について検討し、できるだけ早く着手できるように検討してまいります。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

今はLアラートについてでありましたが、皆さんもご存じで、全国瞬時警報システム、Jアラートというものがあります。これは自然災害に関する情報を、皆さんよくテレビ等でも出てきますが、緊急地震速報であるとか地震速報です。また、会津地方ではあまり、ほとんどあまり皆さんもご存じないかもしれませんが、大津波注意報とか警報、それから現実存在しているのは東海地震の予知情報、東海地震観測情報などなどがあります。これがJアラートとして、テレビとか、それから防災行政無線を通じて流されているわけですが、これに関しての今の現在のシステムに町が関与しているところを教えてくださいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

町が関与しているものは、全国瞬時警報システム、Jアラートから発信されます防災情報等を町の防災無線を使いましてリアルタイムに住民の方々にお知らせをするというような内容となっております。町としての関わり方につきましては、その防災無線とJアラートが瞬時に町民の方々に的確に発信されるシステムの維持管理、あと保守点検等々について関わっております。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

国や、または県のシステムそのものだとは思いますが。坂下町、それは先ほどのＬアラートに近いのかもしれませんが、より重要なものについては、町のそういうアラートなんかでも発出してもいいかなという考えはあります。

それは自然災害に関する情報でありましたが、最近では危機管理の一部として、有事に関する情報も非常に耳につくようになってきました。いわゆる弾道ミサイル情報であるとかというのは、私たちも生の音を聞いたことがあります。そのほかに有事に関する情報としては、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、そして、それらをキャンセルする報としてＪアラートも利用されているようであります。

このＪアラート、特に最近耳にしている弾道ミサイル情報等について、町としては、町民にどのようなことを訴えていく考えでありますでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

いわゆる他国からのミサイル攻撃を想定したものというふうに認識しております。まず、国防としての迎撃等はできないというふうに考えておりますが、実際想定される隣国からのミサイル発射につきましては、いわゆる日本まで約1,600キロから1,700キロ。いわゆる弾道ミサイルでいけば約10分から13分ぐらいで会津地域のほうに到達するというのが想定されるかなというふうに言われております。

この行動計画としましては、いわゆる頑丈な建物に避難してくださいということと、あと地下施設に避難してくださいという部分がメインかというふうに思います。それらについて、町民の方々に、どう伝えていくのかという部分に関しましては、実際自分が住んでいる地域の中で、そのＪアラートが発出されて、自分たちのところにミサイル攻撃で被害が及ぶまで10分ないし7分程度の間に、どこに避難できるのかということが明確に分かっていることが大切じゃないかなというふうに考えております。

実際、この旧町内であれば、役場であったり、農協の建物であったり、各金融機関の建物は鉄筋コンクリートで強固な造りになっている。周辺の地域においては、旧小学校が鉄筋コンクリートで木造よりも丈夫なところもある。そういうことで皆さんのお住まいの地域から、自動車であったり自転車であったりで走っていった場合、どこまでその時間で避難ができるか。それによってどこに避難すべきかという部分については、各7地区ごとにある程度の範囲で設定をし、有事の際にはそこに避難できるということを、その所有者と町が、協定ではないですが、結んでおくということが必要かというふうに考えています。

それらが、町民の一人も怪我がない、一人でも命を守る行動につながっていくのかなというふうに考えております。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

以前、仙台市に行ったとき、ちょうどその日、宮城県の中では J アラートが発出されていました。そこにたまたま居合わせたんですが、具体的なところでは、どうしようもないよなというのが、ほとんどの周りの人たちの話でした。ですけれども、基本的なところで、せめてできるところというのはあるもので、建物がある場合、またはない場合、それから屋内にいる場合等々、知識としてあれば、また、そちらの行動も可能になるというふうに思っています。

私は防災士の資格を有しております、研修には何度か参加するんですけども、そのたびに弾道ミサイル落下時の行動等々についても研修を行っていますので、ぜひ町民の方にも、こんなのしょうがないな、無理だよなという感覚はあるかと思うんですが、一応知識として周知するのは重要なと思いますので、やっていただきたいなと思います。

防災ビジョン、それから町防災の水準の中で少し言われるんですが、町の災害備蓄ということについて、ちょっと伺いたいと思うんですが、今現在、災害備蓄、何を、どのようなところで、どのような量として備蓄されているのかを教えてください。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

災害時の備蓄としましては、まず食料、あと避難生活におけます様々な備品を備蓄しているところでございます。食料につきましては、今現在は水を加えて混ぜることによって食べることができるおかゆ状の非常食です。あと飲料水。あと避難所を設営する際のベッドであります。これ段ボールを使用した段ボールベッド。あと間仕切り等が主な物でございます。それだけでは実際足りませんので、実際、町としましては、町内企業等23の企業と防災での連携協定を結んでいるところでございます。

その中には、物資を供給します。あと水を供給しますという法人の方が4者ございます。しかし、これらにつきましては、事前に頂いている物ではなく、有事の際に提供受けをするというものでございます。しかし、有事の際はなかなかスムーズな物資の引渡し、物資の受領ができるのかという懸念もありますし、有事の際、それら引き渡された物を避難所等に配送できるのかという様々な課題がございますので、今後は物資や資材等を提供するという企業と協議をし、事前にある程度の数量を私どもがお預かりし、想

定される避難所にあらかじめ配備しておくということについても、今後、積極的に検討していかなければならないというふうに認識しております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

災害備蓄の中でも、特に食料についてはとても大切な要素でありまして、最低でも3日間とかというふうに言われていますので、その辺のところも十二分に対応ができるように、企業との連携も含めながら検討を続けていただきたいと思います。

実際には、その3日間の食料、どこに何があって、絶えず新鮮な物として交換していかないといけないと。かなりコスト等もかかるんですが、絶対これも防災の質、水準としては基本的なところだと思いますので、厳重な管理も含めてお願いをしたいところです。

次ですが、プロアクティブという2番目です。これについて伺います。

これについては、特に触れてなかったような答弁でありましたけれども、この町の計画書にもプロアクティブということが明言されています。これは米印の1で示したように、アメリカの危機管理者が行っている行動原則です。疑わしいときでも行動する。最悪の事態を想定して行動する。空振りは許されるけれども、見逃しは許されないという基本的なところがあります。これについて、町はどの程度、何度も何度も同じことかもしれませんが、これはどのようにして実践しているのかを伺います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、災害時の対応で常に問題視される部分が、ご指摘の箇所であるというふうに認識しております。今まで起こりました自然災害、様々な対応の中で振り返って見ますと、やっぱり混乱しているのは、その部分ではないかなというふうに思っております。

まず、災害対策本部そのものが、災害対応のこのマニュアル、仕組みを熟知していないということに対する混乱。また、それらを住民に伝える予測、今後の予測のタイミングの難しさ。あと、住民等へ避難を呼びかける手段がどんどん狭まってくるということが、災害を振り返った場合のいつも指摘される部分でございます。

町としまして、町民の方々に対する対応として、それらを念頭に置いて行動していく計画とはなっておりますが、それに対応する職員、並びにそれに対する訓練等々につ

いては、十分であるというふうには認識しておりませんので、今後これらの明確なマニュアル化であったり、行動指針であったり、それを職員の異動のたびに実践をし、見直しをしていくということは、今後、必ず必要になってくるのではないかというふうに認識しており、それらについて早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

注意報、警報などの発信については、何度も繰り返されてしまうと慣れてしまうということがあります。それでも、緊急事態を想定して行動する必要が求められています。空振りは許されるけれども、見逃ししてしまったら大きな災害に結びつくということがあります。防災対応というのはオーバーアクションでちょうどいいというふうに言われていますので、これに慣れることなく、私たちもそうではありますが、その指令となるところでは、特に危機管理については、そのように行動原則をもう一度見直して、肝に銘じて対応をしていただきたいと思います。

線状降水帯というのが最近出てきています。これも先ほどの報道でもあったんですが、的中したのが実は13回中3回しかなかったようなんです。でも、見逃しが8回もあったようです。やっぱりそれだけ大きな災害に結びついてしまったという記事でありました。特に東北、北陸では、あまりそういうのはなかったんですが、近年では、今までにそういう事例が少ない地域というのが特に目立ってきているんだと。ですから、会津は、この町は、会津は、災害がないというような話は、特に皆さん思いだろうとは思いますが、すけれども、これまで発生した事例が少ない地域、会津は、この知見の蓄積がないんです。ないから、予報も難しく、すけれども、予測も内部は高かったから見逃してしまうというところがあったというふうな記事でありました。知見がなかった。でも最近では、先ほど来答弁にもありましたけれども、千年に一度という変更がなされて、浸水の被害も十分に起こり得るんだなということは、肝に銘じなければいけないというふうに思います。見逃しがあってはならないということを、もう一度、皆さん職員の方、危機管理班の方は思っていて、対応を求めたいと思います。

それから、3 番目ではありますが、ちょっと今も触れたんですが、浸水域の見直しが一段と厳しくなっている。これは防災マップ上で見ると、非常に町全体が浸水域になってしまっているというところがあります。これについて、もう一度、見解、それから住民にこのことを知らせるような方法などについて伺いたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今現在、防災マップの改訂作業を進めてございます。この改訂につきましては、今ほどありましたように千年に一度の雨量が553ミリということで降った場合について、どういう水害が発生し、それに対応するために、どう避難をしていくのか、行動を取っていくのかというために整備を進めているものでございます。

実際、この坂下町の旧町内でいきますと、各点で浸水区域が広範囲に広がってくるというものでございます。その中でも、現庁舎が建っている、この仲町近辺につきましては3メートル程度の浸水まで想定されるというものでございます。一方、南幹線沿いの場所につきましては約50センチ程度だろうと。そして、国道49号線、北側なんですが、こちらは3メートルから5メートルぐらい浸水する予測となっております。

これらの改訂をしていく中で、町民の方々、また、私ども避難を誘導する立場としては、どういうルートで、どこに避難すべきかということについて、防災マップのほうで明確に示し、これらについては、今、改訂作業を進めており、2月の末には改訂が終わるという計画となっております。防災マップにつきましては3月中に全戸に配付をし、集落での説明会等も考えてございます。

また、防災につきましては、計画書だけを配付して説明しても、計画書が常に手元にあるわけではないということがありますので、町の広報であったり、様々な説明会の際に、併せて繰り返し繰り返し住民の方々に伝達していきたいというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

防災士の研修の中では必ず、防災マップというのが、ハザードマップというのが出されます。そこで白くなっているから安心とは絶対に思わないようにということを強く言われます。最近は特に、先ほども申し上げましたけれども、線状降水帯のような知見が蓄積されていないこと、災害が起きたところは、そちらの住民の方が必ず言うことは「こんなこと初めてだ。50年70年住んでいたんだ。こんなこと初めてだ」と、やはりその方もおっしゃるんです。ですからハザードマップ等々で白くなっているから安心ということは、これは絶対駄目だというふうな、いつも念を押されています。そのような通知も、ぜひしていただきたいと思います。

それから、4番目のほうになりますが、今少し触れていただきました。現在の新庁舎建設候補の予定地の一つ、現庁舎周辺なんですが、ここも3メートルなんです。非常に大変な浸水量だなというふうに思います。実際に新庁舎建設に係る町民アンケートを、この前いただきましたけれども、その中で、全部を読ませていただいて、町民の方も、

やはりそのことは意識しておられます。災害時に防災拠点となることというのを重要視されているし、それから、建設場所として重視するのは、浸水とか土砂災害とかの心配がないという、そういうのが求められる。それから、近年では想定外の災害が起きているので、この場所は浸水地域にあるので、ちょっとどうかなと。そういったものが結構あったように思います。

やはり私も一番危惧しているのは防災上の問題です。私は東日本大震災の当時、仙台にいました。ボランティアなどで石巻市にも多く行きました。そこには実に多くの車両が集結します。ふだんであれば10台ぐらいのスペースであっても、大型車1台ですぐ埋まってしまう。ですから、そういうのを目の当たりにして、このスペースもさることながら、建設場所も含めてなんですけれども、やはり災害等があったときには、本当に指令場となるところは、これは絶対欠かせないだろうなと。もしそういうところが浸水域であったならば、それを別なところに移すということになるんであらうと思いますけれども、その際には、その訓練も含めてですが、日常、平時のときに、そういう準備をする必要があると思います。そういった本当に緊急、災害のときのことを考えて、平時に何をしているかということがとても求められていると思うんですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、今現在、想定される役場庁舎に求められるものにつきましては、一般の来庁者にご利用いただいている駐車場。これは当たり前整備をしていかなければならないと。災害時におきましては、役場職員も災害対応で役場のほうに参集する。町民の方々も、そこに避難される場合もある。また、災害の拠点として機能する場合、いわゆる、例えば自衛隊であったり、あと排水ポンプの車両であったり、様々な対応車両。また水を供給していただきます車両などと、様々な車両が集結するということも想定される。それらの区域も必要であるというふうな認識を、まずしております。

また、それがかなわない場合は、災害の拠点を移すということも必要な視点であらうかというふうに考えています。しかし、会津坂下町、今現在におきましては、この場所も浸水区域になって、今現在もその危険性はあるという認識の下に、そうなった場合、ここから災害拠点をどこに移す。その想定はなかなか明確にしておらないのが現状であるというふうに考えています。

ので、今現在も、その危機というのは存在しているわけですので、例えば厚生病院が新しく建って、3階建てになっている。また、町の施設でありますコミュニティセンターも3階が空いているというような状況も現実的にございます。そこに拠点を移すことができるのであれば、どのような形で移すのか。どのような時間で、それが

可能なのか。その点のシミュレーションなんかも必要であるというふうに考えております。

全てにおいて、起こり得る災害等に、どう備えていくのかという具体的な目標が必要であるというふうな認識の下に対応していきたいというふうに考えています。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

町民の安全と安心を守るというのはよく言われます。安全と安心というのは、安全というのは被害を受けたり、そういうおそれのないことを安全と、一般的に私たちは理解していて、そして安心というのは心の問題ですから、心配や不安がなくて安らいでいると。その両立が大事。例えば、ここはどうなんでしょうか。安全かという、そうでないとやっぱり皆さんおっしゃいます。安心かという、地震が来ないから安心だねみたいなことを言う方もいらっしゃいますけれども、本来ここは安全でない。だから安心ではないという考えはすごくいいと思うんです。危ないところにいるんだけど、そんな地震なんか来ないから、東日本大震災みたいな、あんなでっかいのはもう来ないと思うから安心だということには、やっぱりならない。水もやっぱりそうで、こんな3メートル、来るわけないだろうというふうに思ってしまう。やっぱり安全と安心のバランス、自分の気持ちの持ち方というのは大事なんだろうと思うんです。そこをいかに、あらゆる方を守るために最大被害を想定しての行動をしないといけないというふうに思っています。そのためには繰り返し繰り返しの訓練が不可欠だと思っています。

私が前に言った、4年前に、この防災について質問をいたしましたが、それ以来、実際に訓練をされているというのはなかなか見受けられなくて、机上ではあるのでしょうけれども、実体が伴っていないのではないかという思いがしていました。

時間がちょっとなくなってきてしまったんですが、一番の私の伝えたかったのは、自主防災組織というのがあります。これらについては、行政評価とか会津坂下町国土強靱化地域計画などにも示されていますが、なかなか広報はするけれども、予定は、組織の活性化、組織の数を増やすなどはしていますけれども、実態がないのではないかなというふうに思っています。もっと強力に自主防災組織を立ち上げるような工夫として、私としては、ぜひ皆さんに防災士になっていただきたい。前の一般質問のときにも、議員の方に同じように投げかけたんですけれども、特に危機管理班の方、それから課長さんたちには防災士になっていただきたい。前にちょっとご紹介したんですが、岩手県議会も全員が防災士になるように勉強しておると。小学生でも合格するんですから。取れます。実際に私の村でもいますので。ぜひそのことをやりませんか。どうでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、防災士の資格につきましては、今現在、町の職員として3名取得してございます。それと町全体では、完璧には把握はしていませんが、約30人程度の有資格者がいらっしゃるというふうに考えています。防災士の資格取得につきましては、ご存じのとおり、研修を受講し、試験を合格し、修了証を持って申請をし、防災士の認定を受けるということでございます。

議員おただしのとおり、役場職員が災害対応に当たり、災害時の誘導であったり、避難所の設営であったり、様々災害に備えていくという役割を持っている以上、取得、資格の取得というところに至らなくても、防災士の防災の役割を知識として持って、それを実践に結びつけるような研修や講習会は最低限必要ではないかなというふうに考えております。

また、おっしゃるとおり、課長職である者については、それらの知識があって当たり前ということであれば、防災士の資格の取得についても、今後検討し、ただではちょっとできない部分がございますので、予算の確保とか、来年度以降検討してまいりたいというふうに考えています。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

訓練を引き続き絶対に実行して、その実を高めていただきたいと思います。
質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、渡部正司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、7番、佐藤宗太君、登壇願います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

7番、佐藤宗太でございます。通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず第1に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、第8波として、新型コ

コロナウイルスが日本国内で感染拡大傾向にある中、昨日12月5日23時38分時点では、世界全体では感染者数6億4,463万6,063名、死亡者数663万9,715名。日本国内では、感染者数2,526万8,073名、死亡者数5万461名。NHK、12月5日午後3時時点の福島県では、感染者数27万6,787名という累計となっており、感染力は強くなりつつも、弱体化のプロセスを歩んでいるという専門家の方々も少なくないようであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ同時流行が懸念され、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

目に見えない恐怖と闘いながら3密回避をするのが難しい現場で、感染しないか、感染させてしまわないかという緊張の中で取り組まれています医療従事者、介護従事者をはじめ私たちの生活を支えるために、ご尽力いただいておりますエッセンシャルワーカーの各業種の方々に感謝と敬意を表したいと思います。

厚生労働省は、基本的対処方針に基づく対応として、まん延防止等重点措置の終了に当たり、感染再拡大を防ぐための取組などを、内閣官房ホームページに掲載しており、ぜひご覧くださいとしております。

懸念されます新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応といたしましては、今年の冬は新型コロナウイルス感染症が夏を上回る感染拡大が生じる可能性がある。季節性インフルエンザが流行する可能性があるとし、より多くの発熱患者が同時に生じる可能性を示唆しております。

発熱外来等にかかりづらくなる場合に備え、事前の準備が重要であり、また感染状況や一人一人の重症化リスク等に応じた外来受診、療養へのご協力をお願いしますとして、新型コロナウイルス、季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応を厚生労働省ホームページにまとめています。

日本国内では、新型コロナウイルス感染症の第8波、季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応が求められております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症予防対策に私たちも既に取り組んでいる中で、これ以上どうすればいいのか、困惑しているのが現状ではないでしょうか。

新型コロナウイルスで崩壊の危機にあるとされている医療業界。当町でも休業等を余儀なくされている施設がある福祉業界など、コロナ禍でも安心して医療、福祉が受けられる社会をいかに構築していくか。それこそが重要であり、課題が見えている部分もあるのではないのでしょうか。

県保健所がコロナ対応をしており、町民に一番身近な自治体に情報が入らない現状ではありますが、そのような状況におきましても、町民に一番身近なよりどころとしての自治体として、何かできることはないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応など、何か自治体でできることはないのでしょうか。

そこで、第1、新型コロナウイルス感染症対策について、おただしをいたします。

- 1、当町における新型コロナウイルスワクチンの接種の現状は。
- 2、当町における新型コロナウイルス感染の現状とその傾向は。

3、当町における新型コロナウイルスに感染した町民支援の現状は。

4、当町における新型コロナウイルスワクチン接種における体調不良等による相談の現状は。

5、5歳から11歳の子ども対象の新型コロナワクチン接種による副反応の現状とその対処は。

6、第8波に備えた近隣自治体と新型コロナウイルス軽症者等宿泊療養施設確保に向けた取組の考えは。

7、自宅待機を余儀なくされている濃厚接触者への支援の考え方は。

次に、第2、教育行政についてですが、2022年10月27日のNHKの報道によりますと、全国の学校が把握した昨年度のいじめの件数は61万件を超え、過去最多になったことが文部科学省の調査で分かりました。文部科学省が発表した昨年度の調査結果によりますと、認知されたいじめの件数は、小学校は50万562件、中学校が9万7,937件、高校が1万4,157件、特別支援学校が2,695件、合わせて61万5,351件で、コロナ禍で一斉休校が行われた前の年度より9万8,000件余り増え、過去最多になったとの報道がございます。

いじめによる自殺や不登校などの重大事態は、前の年度から191件増え、705件となり、過去2番目に多くなったとのことです。

また、SNSなどインターネットを使ったいじめの件数は2万1,900件と、前の年度よりおよそ3,000件増え、これまでで最も多くなり、文部科学省はいじめ増加の背景に、コロナ禍で学校行事の制限や給食の黙食などが続いたことで、人間関係を築くのが難しくなっていることがあると見ているようです。文部科学省児童生徒課長は、様々な行事の制限で子供たちに大きなストレスがかかっている。スクールカウンセラーなどによる相談体制の充実に努めたいと話し、自殺の児童・生徒は368名。今回の調査では自殺した児童や生徒の数も示されました。小学生が8名、中学生が109名、高校生が251名で、合わせて368名でした。前の年度より47人減ったものの、4年連続で300人を上回っており、文部科学省は、児童・生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状態だとしています。

当町では、昨日の同僚議員の一般質問の答弁で、不登校は小学生が10名、中学生が19名とのことではありましたが、不登校といじめの現状や傾向はどのようなものなのか。また、令和4年第2回定例会一般質問でもおたしをしましたが、運動部活動の地域移行に関し、坂下中学校の生徒が10年間で508名から、およそ3分の1の337名に、女子ソフトボール部がなくなり、部活動数が15から14になりましたが、運動部が地域移行された際に、現状の14の部活動はどのようにしていくのか。さらなる選択肢の確保の取組はどのようなものか。スポーツ指導員の確保はどのようなものか。6月以降の取組や現状について、おたしをするものでございます。

第2、教育行政について。

1、当町におけるコロナ禍における不登校の現状は。

2、当町におけるコロナ禍におけるいじめの現状は。

3、令和5年度以降に段階的に実施としている休日の部活動の段階的な地域移行に向

けた取組の現状について、おただしをするものです。

次に第3、マイナンバーカードの健康保険証としての利用についてですが、2022年10月13日のNHKによりますと、政府は、現在使われている健康保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカード一本化した形に切り替えると発表し、また、運転免許証との一体化の時期についても、当初予定していた2024年度末から前倒しする方針も示されたとのことです。

現在の健康保険証を廃止するとなると、高齢者医療等、高齢者の方々が不自由をし、不具合が生じるのではないかと、懸念の声が少なくありません。当町としては、どのように取り組んでいくのかをおただしするものでございます。

第3、マイナンバーカードの健康保険証としての利用について。

1、政府による2024年秋に現在の健康保険証を廃止する方針が示されたが、当町における高齢者のマイナンバーカードの取得支援等の考え方は。

2、町内でマイナンバー保険証が利用できる医療機関の割合は。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時3分）

再開は11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時15分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

7番、佐藤宗太議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の総論について、お答えいたします。

まず初めに、町民の皆さんの命と健康を守るため、感染症対策や医療の現場で献身的にご尽力をいただいている医療関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

国は先頃、新型コロナウイルス感染症の2類から5類への引下げについて、年内中に本格検討に入ることを発表いたしました。これが実施されれば、対応等についてはある程度緩和されるものと思われます。

また、本町の新規感染者の動向につきましては、9月26日より全数届出の見直しが適用され、各保健所管内別の公表に変更となったところですが、現在、感染者数は増加し

ており、また、これから迎えます年末年始において、さらなる感染の拡大が懸念されております。第8波の波をこれ以上拡大させないためには、町民の皆さん一人一人が感染拡大への危機意識を持ち、基本的な感染対策と二次感染を広げない取組を徹底していただくことが大切です。

町は全力を挙げて、感染の連鎖を断ち切り、皆さんの命と健康を守るための体制整備に努めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

初めに、1についてお答えいたします。

本町におけるワクチンの接種率は、10月24日から接種開始をいたしましたオミクロン株対応ワクチンは11月30日現在で28.1%。5歳から11歳の小児ワクチン3回目の接種率は18.3%となっており、国・県と比べ僅かに高い接種率となっております。

次に、2についてお答えいたします。

本町における新型コロナウイルス感染の現状と傾向につきましては、ウイズコロナの新たな段階への移行に向けた見直しにより、9月26日より全数届出の見直しが適用され、新規感染者情報が保健所単位へ変更になりましたので、町単位での把握ができなくなりました。生活圏域としての会津管内感染者数の動向としましては、10月下旬以降、新規感染者が増加しており、今後、年末年始を迎えるに当たり、さらなる新規感染者数の増加が危惧されるところです。

次に、3についてお答えします。

新規感染者の全数届出の見直しにより、町民の感染者数など状況が把握できない状況ではありますが、保健所の指示により自宅療養をされている方に支援できる体制を整えております。さらに町としましては、9月末に保健所へ保健師を派遣し、会津管内での感染者に対する支援を行いました。

次に、4についてお答えします。

ワクチン接種後の体調不良等についての相談を電話等でお受けしております。初回1回目の接種のワクチン後には体調不良等に関する相談が数件ありましたが、オミクロン株対応ワクチンの接種が始まって以降の相談は現在のところありません。

次に、5についてお答えします。

5歳から11歳の小児ワクチン接種による副反応の現状と対処については、臨床試験後に報告されている主な副反応は、注射した部位の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、

寒気、発熱等があります。特に3回目の接種では、2回目と比較して主にわきの下のリンパ節の腫れが多いようです。

町内小学校において4月以降に1から3回目のワクチン接種を受け、副反応により欠席した児童数は63人で、約10%となっています。接種後の副反応への対応は成人と同様であり、日本小児学会では、ワクチン接種後の発熱は、ほとんど接種当日から翌日に見られ、1日程度で解熱するケースが多いとされています。程度が軽い場合は冷却などで様子を見ていただくことで構いません。発熱の程度に応じて解熱薬を使用することもできます、と示しています。そのほか小児ワクチン接種全般について相談のあった場合には、県が開設している福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口を案内しております。

次に、6についてお答えします。

軽症者等宿泊療養施設は、都道府県及び保健所が設置し、または特別区が選定、設置し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項において、県知事が感染を防止するための協力を求めることになっています。軽症者等宿泊療養施設は、入院による医療機関逼迫を防止するためにも必要な施設と認識はありますが、施設の選定には様々な条件があり、人的など設置のための条件をクリアするハードルは非常に高く、仮に確保したとしても、町民の利用とは限らないため、近隣町村と共同による設置は難しいと考えます。

次に、7についてお答えします。

新規感染者と同じく町では濃厚接触者に関する情報はなく、誰が該当しているのか不明であるため、直接的な支援をすることは難しい現状にあります。町としましては、感染した方及び濃厚接触者となられた方に対して、誹謗中傷をしないようお願いすることと、日頃よりの感染した場合に備えての準備。例えば、家庭内動線のシミュレーションを考えていただくこと。当面の間、家族が生活できるだけの食品や日用品などの備蓄、ワクチン接種などをしていただくことの啓蒙が間接的な支援になると考えます。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

初めに1と2について、併せてお答えいたします。

児童・生徒が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった場合や、感染不安などの相談が学校にあった場合、保護者から事情をよく聞き取りし、学校長の判断により出席停止として対応をしております。

出席停止期間が終了し、体調に問題がなければ療養期間の解除となりますが、児童・生徒が新型コロナウイルスを理由に学校へ登校しない、または感染を理由とした偏見や差別等、いじめを受けているとの報告はなく、現時点では新型コロナウイルスを理由と

した不登校、いじめはないものと認識しております。

現在の不登校等の主な要因は、友人関係や学業への不安、生活の乱れ、ネット依存、家庭環境などの問題が複雑に絡みあっているケースもあり、個々に理由も異なっております。児童・生徒や保護者からの相談や対応については、学校全体で取り組むとともにスクールソーシャルワーカーの支援も行いながら、児童・生徒一人一人に寄り添い、丁寧な対応を心がけているところです。

児童・生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、学校と連携を図り、不登校やいじめについての早期発見、早期対応、早期解決を目指して引き続き取り組んでまいります。

なお、導入しました学習用タブレットは、様々な場面で活用できますので、不登校児童・生徒の学習参加や学習進捗状況に応じた家庭での個別学習、生徒と先生とのコミュニケーションツールの一つとして利用するなど、児童・生徒への配慮を念頭に置き、有効活用できるよう学校と連携してまいります。

次に、3についてお答えします。

町では、令和5年度からの段階的な地域移行に向けて、9月に小学校5・6年生、中学全生徒とその保護者、及び中学校教師を対象に、地域移行に関するアンケートを実施したところです。保護者や教師の多くは、外部指導者の導入は必要であるものの技術指導ができる人材の確保の問題や、指導者の人格、子供たちへの健康面、安全面での配慮、学校との連携などに課題があると捉えておりました。

今後、関係者において構成される部活動検討委員会において、アンケートの結果を参考にしながら持続可能な部活動環境や、令和5年度以降のスケジュール等について協議し、部活動の在り方について議論を深めてまいります。

また、10月には国の令和5年度予算の概算要求が示され、地域移行に向けた各種支援メニューが明らかにされました。関係者との連絡調整、指導助言等を行うコーディネーターを配置する支援や、体制整備のための運営団体、実施主体への支援、指導者の配置や研修等の支援、経済的に困窮する世帯への費用負担軽減のための負担支援等のメニューがあり、町での活用を見据えて精査してまいります。

今後、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会などの関係団体との連携を図り、段階的に地域移行を進め、生徒によりよい部活動環境の提供ができるよう努めてまいります。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、ご質問の第3についてお答えします。

初めに、1についてお答えします。

マイナンバーカードは令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指してお

り、11月30日現在の申請率は全国66.4%、本町55.5%となっております。国により2024年秋に健康保険証との一体化が示されて以降、住民の反響が大きく、申請件数も急増しており、この状況下の中で、保険証と一体化に向け混乱が生じることのないよう、特に医療ニーズの高い高齢者へのカード取得支援は重要であると考えております。

本町の取組としては、現在、申請手続の負担軽減を図るため、顔写真の無料撮影や申請補助を実施しております。また、身近な場所で気軽に申請できるよう庁舎内の会場で申請受付を行っており、現在も週末に地区コミセンを巡回しているところであります。そのほかにも老人クラブなど町内の団体を対象に、希望の日時に職員が訪問し、申請受付を行うことも可能となっております。

今後も、本町の取組をホームページや広報誌等で広く周知していくとともに、高齢者の身近な場所へ伺って、サポートしながら、マイナンバーカードの取得促進に取り組んでまいります。

次に、2についてお答えいたします。

国は、患者の医療情報を有効に活用して、安心安全でよりよい医療を提供していくための医療デジタルトランスフォーメーションの基盤として、オンライン資格確認の導入を進めており、令和5年4月より、保健医療機関、薬局に健康保険証のオンライン資格確認の導入を原則義務化する方針を示しました。

現在、医療機関では窓口顔認証つきカードリーダーを設置するなど、導入に向けた対応を取っているところです。町内にある医療機関15か所のうち10末までにオンライン資格確認システムを導入している医療機関は3か所で、割合は20%となっております。

さらに、今後導入を予定している医療機関は、来年1月に2か所、来年4月に7か所となっており、来年4月時点で利用可能な医療機関は12か所で、割合は80%となる予定です。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

第3のマイナンバーカードの健康保険証としての利用についてでございますが、様々な取組をされているということを答弁でいただいたところではございますが、独居老人の高齢者の方ですとか、要介護者の方ですとか、また、健康保険証が必要なのになかなか様々な理由で取得が困難な方々がいらっしゃると思いますが、その方々への対応はどのようなになっているのでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず、今、各コミセンを回りまして、ある程度来ていただける方についてはコミセンと。そして、自分で申請していただくという方については、自分で申請していただいて取得をしていただいているというようなところがございますが、今、議員おたしのおり、例えば独り暮らしの高齢者の方とか、または施設に入っている方とか、例えば、さらには小さい子供だったりとかというようなことで、なかなか申請していただけない方もいらっしゃるかと思います。

そういう方については、まず保険証の問題として国のほうで、マイナンバーカードの一体化の保険証ではなくて、厚労省、デジタル庁のほうでは、それに見合った資格証なり、あとは証明書を代替的に考えているというようなところを検討しているというようなところがございますので、申請できない方については、そういうようなことで、そういうような証明書であったり、資格証なりで対応していただくというような形になるうかと思います。

しかしながら、町としましては、できるだけ多くの方にマイナンバーカードを取得していただきたいというようなところがございますので、今、コミセンでやっておりますが、もっと地域に根差したというところを、集落に入ったりも、今後考えていかなければならないのかなというようなところも考えておりますので、そのときはご協力方よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

当町におきましては、先ほど答弁ございましたように、コミセンだったり中央公民館ですか、様々な取得支援等もされておりますが、他の人口の多い、類似自治体ではないんですが、人口が多いような自治体ですと、2024年の秋までに、その人口に対してはなかなか取得をこなすのが難しいというような声のある自治体も出ているようですが、当町の今の状態だと、そのようなことはなく、スムーズに対応できると考えてよろしいんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私、休憩のときに下に下りていきましたら、高齢者の方がかなり窓口にお越しっていて、今現在もマイナンバーカードの申請なり、受取りなりをしているような状況でございます。今現在、11月30日現在55.5%というようなところでございますが、大体2人に1人ちょっとぐらい取得していただいているというようなところで、先日の土日も広瀬のほうにお伺いしてサポートさせていただきましたが、このときも2日で大体100人を超えるというようなこともあります。12月いっぱい、今年いっぱい60%ぐらいはいくのかなというふうな感じもしております、そうしますと、来年3月ぐらいまでには、目標としては80%ぐらいは達成したいなというような感覚は持っております。

あと20%については、今、言いたみたいに、なかなか申請できない方だったりもいますし、また3月までというようなことではなくて、継続しながらサポートに取り組んでいきたいというふうなところでございます。

以上でございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

町内にある医療機関15か所のうち、来年4月までには12か所で割合が80%になる見込みだと答弁をいただきましたが、残りの20%の医療機関に関しては、どのような見込みなののでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

国のほうで、当然3月までというようなことで指導は入っております。残りの医療機関については、例えばシステムが間に合わなかったりというようなこともあろうかと思えます。そして、入れないというような医療機関においては、国のほうで厚生局が指導に入るというようなことも聞いておりますので、これについては、医療機関については100%導入されるのかなというふうなところでございます。

以上でございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

2024年の秋ということで示されております。まだ時間はありますので、様々な情報を収集しながら、町民の方の福祉ですね。支援できるような形で取組をしていただきたいと思います。

次に、第2の教育行政についてでございますが、第2の3です。

令和5年度以降に段階的に実施としている休日の部活動の段階的な地域移行に向けた取組ということで、国のほうでも令和5年度予算の概算要求が10月に示されまして、だんだん中身が見えてきたというところではあると思うんですが、私も含め同僚議員も令和4年第2回定例会で、どのように町として、していくのかというところで指導者の確保が課題であると思うんですが、その見通しは、現在どのようになっているのかについておたいたします。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

まさにおっしゃるとおり、全国的に指導者の確保というのが一番大きな問題となっております。大きな問題とすれば、あと、複数ある学校をどう連携していくか。これが今二つの大きな問題となっております。

指導者の確保につきましては、地域移行するに当たって、どういう形で受入体制を確保するか。あと、その地域の人材を、どういう形で掘り起こしていくか、ご協力をいただくかという形になっておりますので、今現在アンケートを集約、分析中、あと間もなくといいますか、協議会、関係者の協議会の第1回を間もなく迎えるような計画になっておりますので、その方々のご意見をいただきながら、いわゆる町のスポーツ少年団、スポーツ協会、その方たち関係者の様々なご意見をいただきながら、協力をお願いしていく、お声がけをしていく。あとは、今、広域的な取組も国のほうでは考えております。県のほうでも考えております。県単位、あとはエリア単位での講師、指導者の派遣なんかも、構想としては国、県、考えておられますので、構想もありますので、そういうところを種目によっては、うまく利用しながら進めるのも一つの方法かなというふうに考えております。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太君。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

様々な取組がなされ、今後、関係者において部活動検討委員会が構成されると思いますが、次年度からもう準備、移行ということですので、早め早めの対策をしないと、生徒たちの部活にも影響が出るでしょうし、また指導者の方々、恐らくスポーツの種目によっては様々な年齢の方がいらっしゃるのかなと思います。やはりここら辺を早く詰めないと、指導者の確保がより難しくなってしまうのではないかと危惧するところではありますが、現在のところ、部活動の指導者数の見通し、確保の見通しはどのようなものなのか、おたいたします。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

地域移行に関しては、国のほうでも示しているとおり、やはり段階的に可能な種目から少しずつ移行していきましょうという考え方で、今現在、進んでおります。性急に一気にどんと行くというような体制には、全国どこもなかなか得ないというところもありますので、今現在、地域移行に近いような各種町内のスポーツ団体にご協力をいただいているようなところと、よく相談をしながら、可能な種目について少しずつ詰めていきたい。当然、あとは町がつくった組織の中に、すぐどんと乗っかってくださいというところにもなかなか行かないと思いますので、学校の先生、あと実際に子供、児童、生徒の考え方、あとは当然保護者の考え方なんかも参考にしながら、どういうスピード、タイミングで移行していったらいいのかというのは、その辺の皆さんのご意見を十分に聞きながら進めていきたい。早急に一気に行くというような考えは今のところ持っておりません。

あと、国のほうで、先ほどメニューの中で一部ありましてとおり、やはり将来的には費用負担の問題なんかも出てきますので、それをある程度受け入れられる金額で設定できるのかどうか。場合によっては、何らかの町としての支援も必要になってくるのではないかというふうに考えておりますので、そういう様々なものをトータルに考えながら進めていかなければならないというふうに考えております。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太君。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

次年度から移行ということで、予算措置にも関わってくるのかなと思います、来年度

の。ですので、速やかに様々な段取り、協議を重ねて、生徒たちの部活に影響が出ないように、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、第1、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、先ほどの答弁の中で、町民支援の現状はということの答弁で、保健所の指示により自宅療養をされている方に支援できる体制を整えているとのことでしたが、具体的にどのようなになっているのか、おたじいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今現在、自宅療養の方につきましては、例えば食料を、前ですと保健師が自宅まで届けていたわけです。今、9月26日以降については、業者さんに県のほうが委託して、その自宅療養者に運んでいたというような経過があります。しかしながら、それもちよつと時間差がありますので、例えば、すぐに欲しいというような方、その日にどうしても欲しいというようなことについては、保健所に直接行って、その物資を取ってきて、そこに運ぶというような、そういうようなことも考えられるというようなことで、今現在そのような体制を取っているというふうなところでございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

自宅療養をされている方は感染した方かなとは思いますが、濃厚接触者の方、当町でも一度切りではなくて、何度か濃厚接触者になったという声をよく聞きますが、意外と濃厚接触者の方って、行動制限される割に支援がないのではないかと思うところがあるんですが、そういう方々に対しても、保健所だったり、今度連携するということであると、町のほうの意向で、そのような濃厚接触者の方にも支援するということは可能なんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

基本的に陽性者、そして濃厚接触者については、町では誰々というのは把握しており

ません。先ほど述べたことについては、特例というふうな形で保健所のほうから指示があつて、そこに物資を運ぶというようなこともあり得るというようなところでございます。

また濃厚接触者の方については、自宅待機期間が5日間というところで、なおかつ、これ2日目、3日目に、自分で検査キット、国の指定した検査キットで陰性であれば4日目から出られる。さらにはなおかつ、食料の購買とかいうようなことも、短時間であればできるというようなことも緩和されておりますので、濃厚接触者の方に直接支援していくというのはなかなか難しいのかなというふうなのが現状でございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

先ほど町長答弁で、町は全力を挙げて感染者の連鎖を断ち切り、皆さんの命と健康を守るための体制整備に努めていくというような答弁をいただいたところでございますが、他の県の保健所なんかですと、濃厚接触者も、場合によっては買物とか行ってもいいですよというような理解が、現状の取組の中で、そういうような解釈をされているということで、なかなか私自身も理解が難しいところがあるんですが、そのような取組をしているところもあることに対し、町ではどのような認識でいるのかということ。

もし、やっぱり濃厚接触者には外出を控えていただきたいと。広がる可能性があるから外出を控えていただきたいということになるのであれば、保健所からデータが来なくても、例えば、町側が希望者、町民の方で濃厚接触者ですと。濃厚接触者の方も、人にうつしてしまわないか、不安な方も非常にいらっしゃると思うんです。ただ、どうしても買物に行かなければ生活ができないとか、様々な理由があると思いますので、せめて町民の方から希望があったときに、それを何かお届けできるような支援ですとか、保健所からの情報提供ではなく、本人から情報提供をいただいて支援をするような体制づくりというのは難しいんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今、濃厚接触者の部分も出ましたが、感染している方についても、今現在、大分緩和されております。例えば、症状がある方については症状軽快から24時間経過後、また症状がない方については、無症状の方です。この方については当然外出時や人と接する際は短時間として、例えば今言ったみたいに、濃厚接触者と同じような形で自主的な感染

予防をして食品等の買い出し等の最小限の外出は可能というような国の指針として県から町というようなことで、見直しがされておりますので、町としましては、当然どのぐらいいるのかも分からない、誰がなっているのかも分からないというようなことで、こういうことで、その感染対策をきちっとしていただいて、このようなルールの中で食料品等の買い出し等、そういうような行動を取っていただきたいというのが現状でございます。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太君。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

県の方針がちょっとずつ変わってきていると。コロナウイルスが弱毒化しているということにより、国の指針とかが変わってきて、県の保健所も対応が変わってきているとは思いますが、今年の冬に関しては、まだどういう状況になるかは分かりませんが、厚労省辺りのほうで、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行ということで、学者というか研究者の方に聞けば、ちょっと重い状態を想定しているといいますが、そういうのもありますので、今の現状は今の現状で分析ができると思いますが、多少未来を見据えたといいますが、前も、先ほど町長が申したように、町民の安心安全を守っていくんだと、そういう体制づくりをしていくんだということであれば、そのような選択肢を坂下町は町民の方を応援しているよというようなメッセージも含めながら応援していくようなことも、すべきではないかと思うんですが、再度いかがでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

コロナ、そしてインフルエンザと、今、議員がおっしゃったように、国かどうかはちょっと、A I なんかでは来年の1月がピークだというようなことも言われております。今、昨日の部分で言いますと、大体、福島県内、11月中旬ぐらいは3,000人ほどおりました。昨日だと1,091人。会津だと11月中旬で大体300人ほど出ていたと。昨日ですと、大体109人ですか、そのぐらいだということなので落ち着いている。しかしながら、インフルエンザ、そしてコロナがぐっと増えたときにはというようなことだと思いますが、そのためにも町民の方に全力で我々は予防接種を、オミクロン対応の予防接種をお願いしているというようなところでございます。

インフルエンザのワクチン接種についても、これ、同時接種ができますので、重症化するような方、高齢者の方、そして妊婦の方、小さいお子さんについては、そういう重

症化するような方については、ぜひとも接種をしていただいて、重症化しない。そして自分の身を守っていただくような形で、我々、接種を皆さんができるような形で、今、推進しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

ぜひとも、なかなか大変な状況ではありますが、県、国がしにくいところ、町民の身近なよりどころとしての自治体として、やれることはあるのではないかと思いますので、その点をぜひ調査研究をしながら町民に寄り添うような対策を取っていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これを持って、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

昼食のため、休議といたします。

（午前11時54分）

再開は午後1時といたします。

（休議）

◎議案第95号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

日程第3、議案第95号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これより、議題とした議案について説明を求めます。

議案第95号について説明願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

ご提案申し上げますのは、議案第95号としまして、令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）1件の上程となります。

主な内容としましては、歳入歳出に、それぞれ 3 億 501 万 7,000 円を追加し、86 億 6,508 万 4,000 円とするものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

では、議案第 95 号「令和 4 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 7 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に 3 億 501 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 86 億 6,508 万 4,000 円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第 2 条 地方債の廃止・変更は「第 2 表地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、補助金及び事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増額と、返礼品等に係る事業費の増額、8 月の豪雨により被災した農地農業施設の災害復旧工事費、起債の繰上償還費を計上するものです。また、新型コロナウイルスワクチン接種について、年内接種促進の体制整備と、生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児のワクチン接種費用を補正するものです。

1 ページをご覧ください。

「第 1 表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

「第 2 表地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正では、廃止が 1 件、変更が 2 件です。

まず廃止ですが、臨時財政対策債は、令和 3 年度に臨時財政対策債の償還にかかる財源として追加交付されました普通交付税を減債基金に積み立てておりましたが、発行可能額が確定した臨時財政対策債について、減債基金を活用し、借入れを取り止め、廃止するものです。なお、借入れの有無にかかわらず元利償還相当分が地方交付税に全額算入されます。

次に、変更の 1 件目ですが、会津西部斎苑整備事業は、会津西部斎苑の火葬炉や施設設備の改修工事が入札により事業費が確定したこと。また、過疎対策事業債が減額配分となったため、過疎対策事業債 600 万円を減額するものです。

次に、変更の 2 件目ですが、農地農業施設災害復旧事業は、8 月 3 日から 4 日にかけての豪雨により被災にした袋原、本名地区の農地農業施設の災害復旧工事に伴うもので、災害復旧事業債 1,100 万円を増額するものです。なお、元利償還金の 95%が交付税措置

をされます。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページの総括の歳入につきましては、12款分担金及び負担金から21款町債まで、補正前の額83億6,006万7,000円、補正額 3 億501万7,000円の増、補正後の額86億6,508万4,000円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2 款総務費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が4,495万2,000円の増、地方債が500万円の増、その他特定財源が 2 億1,122万円の増、一般財源が4,384万5,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

「2 歳入」の詳細についてご説明いたします。

12款 1 項 3 目災害復旧費分担金、補正額45万円の増は、8 月 3 日から 4 日の豪雨により被災した農地農業施設災害復旧工事にかかる、袋原地区と本名地区からの受益者分担金を計上したもので、負担割合は1.5%になります。

14款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、補正額213万4,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加交付分で、生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児のワクチン接種が開始されることに伴い、予防接種の実施に係る経費に対する負担金を計上するもので、補助率は10分の10です。

14款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額10万5,000円の増は、マイナンバーの普及促進のため出張申請受付、及び申請サポート事業で使用するタブレット端末とケース 2 台分の購入費に対する社会保障・税番号制度補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

14款 2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額829万6,000円の増は、2 節児童福祉費補助金 81万6,000円の増は、まず、子ども・子育て支援交付金11万6,000円の増ですが、放課後児童健全育成事業における ICTシステムと基幹収納システムの連携に伴う、システム改修経費に対する補助金を計上するもので、補助率は 3 分の 1 です。

次に、保育対策総合支援事業費補助金70万円の増は、新型コロナウイルス感染対策に要する経費に対して交付される補助金で、ばんげ保育所の衛生用品などの購入で25万円、町内小規模保育施設 3 か所に対する補助で45万円を計上するもので、補助率は 2 分の 1 です。

4 ページをご覧ください。

4 節老人福祉費補助金748万円の増は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で、ケアプラザ坂下が行う非常用自家用発電設備の整備費に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

3 目衛生費国庫補助金、補正額1,200万1,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加交付分で、ワクチンの年内接種促進と、生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児ワクチン接種が開始されることに伴い、接種券発行等の体制整備経

費に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

6 目教育費国庫補助金、補正額191万1,000円の減は、国指定重要文化財である旧五十嵐家住宅の修繕工事完了により事業費が確定したことから、建造物保存修理事業費補助金を減額するものです。

15款2項1目総務費県補助金、補正額466万3,000円の増は、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保のため、市町村生活バス運行に要する経費を補助する市町村生活交通対策事業運行費補助金で、生活路線バス6路線の運行経費が増となったため増額するもので、補助率は3分の2です。

2 目民生費県補助金、補正額301万3,000円の増は、まず、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金31万1,000円の増は、第3子以降の児童の保育料を軽減するもので、対象者が25名から3名増加し28名となったため増額するもので、補助率は10分の10です。

次に、子どもの医療費補助金258万6,000円の増は、小学4年生から18歳までの子供の医療費に対する補助で、入院に係る医療費が増加しているため増額するもので、補助率は10分の10です。

次に、子ども・子育て支援交付金11万6,000円の増は、放課後児童健全育成事業におけるICTシステムと基幹収納システムの連携に伴うシステム改修経費に対するもので、国庫補助同様に県補助分が増額となったもので、補助率は3分の1です。

4 目農林水産業費県補助金、補正額91万1,000円の増は、5ページをご覧ください。

まず、情報収集等業務効率化支援事業補助金9万2,000円の増は、農業委員会サポートシステムと連動した効率的な業務を実施するため、タブレット3台の購入費に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

次に、環境保全型農業直接支払交付金81万9,000円の増は、環境に配慮した取組を行う農業者に対して補助されるもので、取組内容、取組面積の確定により増額するものです。

8 目災害復旧費県補助金、補正額1,639万5,000円の増は、8月3日から4日の豪雨により被災した農地農業施設災害復旧工事にかかる補助金を計上するものです。なお、補助率は、農地が50%、農業施設が65%となっております。

3 項1目総務費県委託金、補正額81万2,000円の減ですが、まず、うつくしま権限移譲交付金79万9,000円の減は、県から権限委譲を受けている事務の令和3年度の取扱件数に応じて交付されるもので、令和2年度と比較して、処理件数が減少したため減額するものです。

次に、住宅・土地統計調査交付金1万3,000円の減は、令和5年度に実施する住宅・土地統計調査の事前調査経費に対する委託金で、調査区が確定したことにより減額するものです。

6 目教育費県委託金、補正額15万7,000円の増は、スクールソーシャルワーカーの勤務時間等の増加に伴い、県から追加交付されるものです。

6ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金、補正額413万1,000円の増は、アルトン工業から200万円、

齋藤前会津坂下町長から100万円、消防団OB会から67万円など計6件、ご寄附をいただいたもので、財政調整基金に積立するものです。

2目ふるさと納税寄附金、補正額1億円の増は、本年度のふるさと納税の実績を2億5,000円と見込み、増額したものです。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額67万円の増は、消防団OB会からの寄附金を繰り入れし、寄附目的である消防団活動応援のために、今回の補正予算において、新調した消防団団旗の展示用ケースを購入するものです。

6目減債基金繰入金、補正額1億6,737万1,000円の増は、減債基金の一部を繰り入れして、本年度借入れを予定しておりました臨時財政対策債の廃止と、福島県市町村振興基金から借り入れした起債、及び利率の高い起債を合わせて5本を繰上償還し、将来負担を軽減するものです。

7目森林環境基金繰入金、補正額31万5,000円の増は、森林環境基金の一部を繰り入れして、森林経営管理制度の準備として実施する対象森林抽出業務の財源とするものです。

7ページをご覧ください。

20款4項4目雑入、補正額4,506万8,000円の増ですが、まず、後期高齢者医療療養給付費過年度分4,254万5,000円の増は、令和3年度の後期高齢者医療療養給付費の実績額確定により、概算納付した負担金が返還されるものです。

次に、多面的機能支払交付金返還金252万3,000円の増は、令和3年度分の実績が確定し、6団体からの返還金を計上するものです。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、廃止が1件、変更が2件です。これにより、町債の総額は5,794万円減の2億400万円になります。町債の総額は、災害復旧工事等の特段の事情を除きますと1億8,600万円となり、アクションプランで定めた毎年の起債上限額2億円以内となっております。

8ページをご覧ください。

「3歳出」についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費。まず財源の内訳が県委託金である、うつくしま権限移譲交付金の減。ふるさと納税寄附金の充当により国県支出金79万9,000円の減。その他8,095万8,000円の増。一般財源91万7,000円の増となります。

補正額8,107万6,000円の増は、まず、3節職員手当等11万8,000円の増は、職員1名の住所変更に伴う住居手当の増と通勤手当の減、世帯区分変更による寒冷地手当の増分を計上するものです。

次に、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで、合計8,095万8,000円の増は、ふるさと納税寄附額が本年度の実績、前年度の傾向から、今後さらに増となることを見込み、ふるさと納税に係る返礼品等の経費を計上するものです。

まず、7節報償費は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等に係る経費を増額するものです。

次に、11節役務費は、クレジットカードによる寄附の決済手数料を増額するものです。

次に、12節委託料は、返礼品発注等業務委託先である新朝プレスへの委託料を増額するものです。

次に、13節使用料及び賃借料のライセンスは、ふるさと納税ポータルサイトの使用料を増額するものです。

5目財産管理費、補正額2,317万4,000円の増は、歳入の寄附金でもご説明しました6件の一般寄附金413万2,000円とふるさと納税1億円の増から、返礼品等の経費を差し引いた1,904万2,000円を積立するものです。

6目企画費、まず財源の内訳が、市町村生活交通対策事業運行費補助金の充当により、国県支出金466万3,000円の増、一般財源534万4,000円の増となります。

補正額1,000万7,000円の増は、まず11節役務費9,000円の増は、みんなのトイレの建設工事に伴い必要となる水道工事設計審査関連費用を計上するものです。

9ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料290万3,000円の増は、生活路線バス6路線の運行経費の増に伴い、定期券の購入が必要となるため計上するものです。

18節負担金補助及び交付金709万5,000円の増は、市町村生活バス路線運行負担金699万6,000円の増は、生活路線バス6路線の運行経費に対する負担金で、新たに坂下厚生病院への乗入れが増えたことなどによる、運行距離の延長、距離当たりの単価増や燃料費の高騰などに伴い、運行経費が増となったことにより増額するものです。

上水道加入負担金9万9,000円の増は、みんなのトイレの建設場所が、現在の位置から南小学校北側南幹線沿いのみんなのバス停西側に建設されることに伴い、新たに上水道加入負担金が必要となるため計上するものです。

10目新庁舎建設費、補正額9万5,000円の増は、まず、新庁舎建設検討委員会委員の構成変更に伴い、委員が5名増加し25名となったことによるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額10万6,000円の増は、マイナンバーの普及促進のため、出張申請受付及び申請サポートで使用するタブレット端末及びケース2台分の購入費を計上するものです。

10ページをご覧ください。

4項1目選挙管理委員会費、補正額3万6,000円の増は、職員1名が、扶養手当、寒冷地手当の該当となるため増額するものです。

5項2目総務統計費、補正額1万2,000円の減は、令和5年度に実施する住宅・土地統計調査の事前調査費で、当初予算は5年前の実績により33地区で計上しておりましたが、調査地区が27地区で確定したことに伴い減額するものです。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額12万2,000円の増は、国民健康保険特別会計において、健康管理センターの電気料の不足等により、施設管理経費が増となるため、繰入金を増額するものです。

3目老人福祉費、補正額748万円の増は、高齢者施設の防災・減災対策に係る施設改修費を補助する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で、ケアプラザ坂下が行う非常用自家用発電設備の整備に要する費用を補助するもので、補助率は10分の10です。

11ページをご覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費、まず財源内訳が子ども・子育て支援交付金、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金の充当により、国県支出金54万3,000円の増、一般財源59万9,000円の増となります。

補正額114万2,000円の増ですが、12節委託料83万円の増は、まず測量設計47万9,000円の増は、子育てふれあい交流センターの受水槽について、点検の結果、滅菌器の故障が判明したため、給水改修工事が必要となることから設計業務委託料を計上するものです。なお、工事は令和5年度を予定しております。

次に、システム改修業務35万1,000円の増は、放課後児童健全育成事業における I C Tシステムと基幹収納システムの連携に伴い、ツール開発及び基幹システムの設定変更に係る委託料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金31万2,000円の増は、第3子以降の児童の保育料を軽減する多子世帯保育料軽減事業で、対象者が25名から3名増加し28名となったことによるもので、補助率は10分の10となります。

3 目母子福祉費、補正額258万7,000円の増は、小学4年生から18歳までの子供の医療費に対し補助するもので、入院に係る医療費の増加に伴い、児童医療費が不足することが見込まれるため増額するもので、補助率は10分の10です。

4 目児童福祉施設費、補正額347万7,000円の増ですが、1 節報酬118万円の増は、ばんげ保育所において、ゼロ歳児クラスの補助として、パートタイムの会計年度任用職員1名の採用と、コロナ対応として緊急対応保育士の出勤日数が増加しているため増額するものです。

2 節給料から3 節職員手当等まで229万7,000円の増は、ばんげ保育所の会計年度任用職員の人件費で、待機児童解消を図るため、ゼロ歳児クラスを担当する職員が新たに必要となることから、3 名分の給料と通勤手当を増額するものです。

12ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目予防費、補正額3 万5,000円の増は、令和3年度新たなステージに入った、がん検診の総合支援事業の確定により発生した返還金を計上したものです。

4 目斎苑管理運営費、財源の内訳が起債の減により、地方債600万円の減、一般財源429万5,000円の増となります。

補正額170万5,000円の減は、会津西部斎苑の火葬炉等改修工事費の事業費確定により減額するものです。

5 目新型コロナウイルス感染症対策費、財源の内訳が、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金体制確保事業費補助金等の充当により、国県支出金1,483万5,000円の増、一般財源が20万2,000円の増になります。

補正額1,503万7,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンの年内接種促進の体制整備に係る経費と、生後6 か月から4 歳までの乳幼児のワクチン接種の開始に伴う経費であり、11節役務費20万6,000円の増は、接種券送付等にかかる郵便料と国保連への審査支払手数料になります。

12節委託料1,395万1,000円の増は、まず、医療用産業廃棄物の処理費用30万円、予防接種が生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種希望見込み182人分のワクチン接種費用213万5,000円、ワクチンの年内接種促進等に伴う、医療機関の接種体制整備費用1,149万6,000円であり、補助率は10分の10です。

18節負担金補助及び交付金90万円の増は、新型コロナウイルス対策として、マスク、消毒液などの衛生用品を購入する町内小規模保育施設に対して補助するもので、1施設当たり30万円の補助で、3か所分を計上するものです。

13ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費、財源の内訳が、情報収集等業務効率化支援事業補助金の充当により、国県支出金9万2,000円の増、一般財源2万7,000円の増となります。

補正額11万9,000円の増は、農業委員会サポートシステムと連動した効率的な業務を実施するため、情報収集等業務効率化支援事業費を計上するものです。

11節役務費はタブレット3台分の通信料になります。

13節使用料及び賃借料は、タブレット3台分のモバイルデバイス管理使用料になります。

17節備品購入費は、農業委員が現地調査等で使用するタブレット3台分の購入費を計上するものです。

3目農業振興費、財源の内訳が環境保全型農業直接支払交付金、森林環境基金の充当により、国県支出金81万9,000円の増、その他31万5,000円の増、一般財源121万9,000円の増になります。

補正額235万3,000円の増は、まず10節需用費94万4,000円の増は、農村環境改善センターの自動火災報知設備が消防設備点検により故障していることが判明したため、修繕費用を計上するものです。

12節委託料31万5,000円の増は、手入れの行き届いていない森林について、町が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は、町が公的に管理する森林経営管理制度事業を実施するため、本年度は制度の対象となる森林を抽出する業務委託料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金109万4,000円の増は、有機農業や堆肥の施用など環境に配慮した取組を行う環境保全型農業直接支払事業補助金で、取組内容、面積の確定により増額するものです。

4目畜産業費、補正額2万1,000円の増は、牛アカバネ病予防注射の対象頭数の増加、予防接種代の単価改定によるものです。

14ページをご覧ください。

5目農地費、財源内訳が令和3年度多面的機能支払交付金返還金の充当により、その他189万3,000円の増、一般財源17万8,000円の増となります。

補正額207万1,000円の増ですが、3節職員手当等3万8,000円の減は、職員1名の寒冷地手当の区分変更に伴うものです。

22節償還金利子及び割引料189万3,000円の増は、令和3年度多面的機能支払交付金事

業費の確定により、国県への返還金を計上するものです。

27節繰出金21万6,000円の増は、農業集落排水特別会計において、処理場の電気料が不足することが見込まれるため計上するものです。

6目国土調査費、補正額110万7,000円の増は、平成12年に地籍調査をしました牛川第1・第2地区の認証請求に伴い、法務局の指示により図面の修正が必要になったため、修正業務委託料を計上するものです。

7款1項2目商工業振興費、補正額30万円の増は、コロナ禍が落ち着き始めたことに伴い、首都圏での物販イベントが再開され、物産等販売促進に係る町観光物産協会への委託料が不足することから増額するものです。

15ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費、補正額27万8,000円の増は、除雪オペレーターの勤続年数の構成の変更により増額をするものです。

4項4目下水道費、補正額129万4,000円の増は、下水道事業特別会計において、東西・中央浄化センターの電気料の不足、また、職員1名が標準報酬月額増に伴い共済費が増額となるため、繰出金を増額するものです。

9款1項1目非常備消防費、補正額67万1,000円の増は、消防団OB会寄附により、本年度購入した消防団新団旗の展示用ガラスケースを購入するものです。

16ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費、財源の内訳が、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金の充当により、国県支出金15万7,000円の増、一般財源2,000円の増となります。

補正額15万9,000円の増は、スクールソーシャルワーカーの勤務時間等の増に伴い、1節報酬が12万1,000円の増、10節需用費、消耗品が3万8,000円の増となります。

2項1目小学校費、学校管理費、補正額27万3,000円の増は、東小学校体育館の照明の修繕費用を計上するものです。

4項1目幼稚園費、補正額96万5,000円の増は、17ページにかけてご覧をいただきたいと思います。

2節給料から3節職員手当等は、南幼稚園において、職員の産休等により代替えの会計年度職員1名分の給料と手当を増額するものです。

5項2目公民館費、補正額67万6,000円の増は、中央公民館の電気料が燃料費の高騰により不足するため増額するものです。

5目指定文化財管理費、まず財源の内訳が、建造物保存修理事業費補助金の減により、国県支出金191万1,000円の減、一般財源56万9,000円の増となります。

補正額134万2,000円の減は、国指定重要文化財である旧五十嵐家住宅の改修工事と、周辺施設の整備完了に伴い事業費が確定したため、設計管理費及び工事請負費を減額するものです。

18ページをご覧ください。

6項1目保健体育総務費、補正額15万8,000円の増は、南小学校校庭の夜間照明の電気料が、燃料費の高騰により不足することが見込まれるため増額するものです。

2 目学校給食費、補正額340万6,000円の増ですが、10節需用費302万3,000円の増は、学校給食センターの電気料が不足することが見込まれるため増額するものです。

12節委託料38万3,000円の増は、給食センター業務に伴うノロウイルス検査について、本年度2回分の予算を計上しておりましたが、保健所から6回実施するよう指導があったため、不足する事務員3人の4回分の検査費用として、検便細菌検査委託料6万6,000円と、メフォス職員24人の4回分の検査費用として、給食調理・搬送等委託料31万7,000円を計上するものです。

11款1項1目農業施設災害復旧費、まず財源の内訳が、災害復旧費補助金、地方債、及び受益者分担金の充当により、国県支出金1,639万5,000円の増、地方債1,100万円の増、その他45万円の増、一般財源215万5,000円の増となります。

補正額3,000万円の増は、8月3日から4日の豪雨により被災しました農地農業施設の災害復旧工事費であり、袋原地区の農地3か所と、本名地区の農業施設、排水路1か所、農道1か所の計2地区5か所分を計上するものです。

19ページをご覧ください。

12款1項公債費、1目元金、補正額1億455万8,000円の増は、減債基金を財源に、福島県振興基金等から借り入れした起債5本を繰上償還する1億4,430万1,000円と、平成24年12月に借り入れた臨時財政対策債が、借入れから10年が経過し、利率見直しの時期を迎えたことにより、利率が0.6%から0.2%に見直されたため、元金22万7,000円を増額するものです。

2目利子、補正額26万9,000円の減は、元金同様に、臨時財政対策債の利率が見直されたため減額するものです。

3目公債諸費、補正額15万4,000円の増は、繰上償還に伴う手数料で、手数料が無料である福島県振興基金を除く、起債4本分の繰上償還手数料を計上するものです。

最後に、13款1項1目予備費、補正額1,540万8,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,076万6,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって議案の説明を終わります。

この議案に対する審議は最終日に行います。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第4「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る11月24日の正午から12月2日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名及び紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

請願番号 第7号。

受理年月日 令和4年11月28日。

件名 会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、「現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地」に速やかに建設することを求める請願について。

請願者住所氏名 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3685番地

仲町自治会 会長 高松 武司

紹介議員 五十嵐一夫

◎議長（水野孝一君）

請願第7号について、紹介議員の説明を求めます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

請願番号、第7号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、「現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地」に速やかに建設することを求める請願について」

請願者、福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3685番地。

仲町自治会 会長 高松 武司であります。

紹介議員より趣旨説明を申し上げます。

請願の趣旨。

平成30年会津坂下町議会第1回定例会において、役場新庁舎の建設場所は「現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場用地とする」ことが議決されました。

その後、財政上の理由により建設計画は延期されていましたが、財政健全化に取り組んだことにより財政見通しを考慮して、庁舎建設整備課を設置するなど、新庁舎建設事業を推進することになりました。

新庁舎建設用地については、用地買収、取得した施設の撤去、移転補償等の事業は既に進行しており、町民も着々と新庁舎建設が進んでいると認識しているのではないのでしょうか。また、当該用地、当該地権者も同意していると承知しています。

令和2年に策定された第6次計画は、町議会、町振興計画審議会も関わりました。坂下地区地域づくり計画では、便利なまちなかを取り戻す、まちなかのにぎわいをつくるが重点的に取り組む事業であり、まちなか大通りをにぎわせたいとのまちづくりを目標としております。

坂下4大祭りが役場前で盛大に開催されることは、町の誇りであり、時代が変わっても受け継ぐべきことで、伝統を大切に守りながら地域づくりを進めなければなりません。

議決された町役場新庁舎とともに将来に向けてのまちづくりを進めていくためにも、

新庁舎を速やかに議決どおりに建設することが地域の願いであります。

本年6月議会に、町役場新庁舎建設場所について、再度協議を求める請願が提出されて、採択、意見書が町に送付されました。当該請願意見書は「現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場用地」を否定したものではありません。本年9月には坂下地区まちづくり懇談会を、10月には会津坂下町議会との未来トークと、仲町・橋本合同説明会の開催がなされましたが、平成30年第1回定例会決議は、審議を重ねた上での重大事項の決議であり、尊重しなければなりません。

つきましては、会津坂下町新庁舎建設の場所については、平成30年会津坂下町議会第1回定例会で議決された「現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場用地」に速やかに建設するよう、地方自治法第99条の規定により、会津坂下町に対し、下記事項について意見書の提出をしていただけますようお願いいたします。

記。

1. 会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、「現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場用地」へ速やかに建設することを求める。

以上が請願者の趣旨であります。

紹介議員からも述べさせていただきます。

令和2年に策定した第6次会津坂下町振興計画、坂下地区地域づくり計画の中で、坂下地区は重点的に取り組む事業として、便利なまちなか大通りを取り戻す、まちなかにぎわいをつくるを採択しています。これは役場庁舎があることによって坂下地区がにぎわいを継続するよう、にぎわいを取り戻すよう、さらににぎわうようにとの地域の願いでもあり、町とともに地区が一緒になり審議して策定した計画であります。

坂下の大通りで町の4大祭りが行われています。町の中心地、それもメイン通りに役場があるからこそ祭りが盛り上がるのではないのでしょうか。こんな市町村がほかにありますでしょうか。町のにぎわいには役場庁舎の存在は欠かせないのです。役場がもしなくなったときの4大祭りのにぎわいができますでしょうか。行政庁と地域が一体になってこそ町のにぎわいも継続されると考えます。それが都市計画なのです。先人が知恵と努力で築いた歴史と文化によって、この町が長い期間をかけて形成されたのです。これを継承していくのが我々の責任であります。

坂下まちなか大通りは恵まれた環境で生きてきた町です。今の位置から行政庁がなくなったらどうでしょうか。そのときを想像してみてください。今あるものを失うまでは気づかないのです。失ってから分かるのです。只見線、失ってから分かったのです。

今回、新庁舎建設については、歴史と文化を継承し、行政庁と地域が一体となったこの地が最適地なのです。失ってからでは遅いのです。この地に一日も早い新庁舎建設をお願いであります。

つきましては、町議会議員各位のご賛同を賜り、ご採択の上、意見書を会津坂下町へご送付いただきたく存じます。

以上で請願者に代わっての紹介議員の趣旨説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

この請願はお手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日12月7日は午前10時より両常任委員会を開きます。8日は休会であります。9日は午前10時より本会議を開きます。9日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時45分）

なお、直ちに広報広聴特別委員会を開催いたしますので、関係者は中会議室にご参集願います。

◎書記（蓮沼英樹君）

事務局より申し上げます。明日7日に開催されます両常任委員会の開催場所を申し上げます。総務産業建設常任委員会は大会議室、文教厚生常任委員会は北庁舎会議室となります。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月6日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員